

新型コロナウイルス感染症で 生活にお困りの 市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した人をサポートする個人支援制度をご紹介します。

問い合わせ 支援内容に応じた各問い合わせ先

帯広市相談ダイヤル



市では新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせや相談をお受けする、相談ダイヤルを開設しています。
毎日8時45分から17時30分まで開設していますので、ご利用ください。

**健康や感染症に関すること
(健康推進課)** ☎ 25・9721
☎ 25・7445

**中小企業・個人事業者などの
経営に関すること(商業労働課)** ☎ 65・4164
☎ 23・0172

**その他または窓口が分からない
場合(危機対策課)** ☎ 65・4182
☎ 23・0151

支援を受けられるもの	支援内容	問い合わせ先	支援制度
生活費	一世帯につき、1回限り20万円以内を貸し付け	帯広市社会福祉協議会(公園東町3、☎ 21・2414、☎ 21・2415)	緊急小口資金
	原則3カ月間、単身世帯月額15万円以内、2人以上世帯月額20万円以内を貸し付け		総合支援資金
家賃	家賃が払えない場合、一定期間、家賃を支給	帯広市自立相談支援センター ふらっと(西6南6、ソネビル2階、☎ 20・7366、☎ 20・7367)	住居確保給付金(生活困窮者自立支援)
	家賃が払えず、住むところがない場合、一時的に市営住宅を提供	住宅営繕課(市庁舎3階、☎ 65・4190、☎ 23・0158)	市営住宅の提供
	市営住宅使用料が払えない場合、支払いの猶予や支払期限の延長などを実施		生活不安に対応するための緊急措置
公共料金	電気やガス、電話料金などが払えない場合、支払いの猶予や支払期限の延長などを実施	各電力、ガス、電話会社に問い合わせください	
	水道料金が払えない場合、支払いの猶予や支払期限の延長などを実施	料金課(市庁舎水道棟1階、☎ 65・4214、☎ 23・0181)	
税金 社会保険料	市税が払えない場合、減免や支払いの猶予などを実施	【減免】市民税課(市庁舎2階、☎ 65・4210、☎ 23・0154) 【猶予】収納課(市庁舎2階、☎ 65・4128、☎ 65・4129、☎ 23・0154)	
	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が払えない場合、支払いの猶予や減免などを実施	国保課(市庁舎1階、【猶予】☎ 65・4139、【減免】☎ 65・4140、☎ 23・0152)	
	国民年金保険料が払えない場合、保険料の免除などを実施	戸籍住民課(市庁舎1階、☎ 65・4143、☎ 27・0326) 帯広年金事務所(西1南1、☎ 25・8113、音声案内2番→2番、☎ 21・6689)	
	介護保険料が払えない場合、支払いの猶予や減免などを実施	介護高齢福祉課(市庁舎1階、☎ 65・4150、☎ 23・0163)	
保育料	保育料が払えない場合、減免や支払期限の延長などを実施	こども課(市庁舎3階、☎ 65・4158、☎ 23・0155)	

新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

自分の命や大切な人の命を守るために行動を変えましょう!

- 手洗い、せきエチケットを徹底し、三つの密を避けましょう
- 外出の際は、できるだけ最少人数で行動したり、混雑する時間帯を避けましょう
- 隣の人と席一つ分離れて座るなど、互いに手を伸ばして届かない距離を保ちましょう

問い合わせ

健康推進課(東8南13、保健福祉センター内、☎ 25・9721)

Keep a Safe Distance
今は、きよりをとって



北海道ソーシャルディスタンス

市政のお知らせを放送しています

◆テレビ 市役所だより(OCTV11ch) 毎日4回放送していて、市ホームページからもご覧になれます。
◆ラジオ(毎週月・水・金曜日) おびひろタウンインフォメーション(FM-JAGA77.8MHz) 9:15~9:20 おびひろ広報メモ(FM-WING76.1MHz) 9:30~9:35

広報おびひろの感想を聞かせてください

最後まで読んでいただきありがとうございます。よりよい広報紙にするために「こうした方が読みやすい」など皆さんの感想をお聞かせください。
問い合わせ 広報広聴課(市庁舎3階、☎ 65・4109、FAX 23・0156、Eメール report@city.obihiro.hokkaido.jp)